

秋申
田10
地号
本②

労働組合への支配介入を是正し安心して働ける職場を求める申し入れ団体交渉！

組合）不当労働行為に対して、今回二度目の申し入れた。発生したことへの対策だけでは不十分だ！今後、一切の不当労働行為を発生させない為には、事象に結び付く芽をいかに摘んでいくかの議論が必要である！

主な議論と確認事項！

- 貴側の提起を受け、不当労働行為についてより浸透し理解が得られる効果的な指導について会社として議論していく。
- 「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の言動について、個人的な関心があったとしても、明確に適切ではなく、今事象については支社として不当労働行為に当たると認識している。
- ①組合への加入の有無②利益誘導③労働組合の運動方針④労働組合の活動に対して、責任ある立場（現場長、管理者）の人が主観を述べるべきではないと認識している。職場外であったとしても、信頼関係があっても、不当労働行為と評価される内容を発言することはあってはならない。
- 労働組合に所属する社員から、労働組合に対して相談があった場合、会社回答にもある、社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものであり、主観を述べるものではない。

今回の不当労働行為については「組合員が具体的事象をつかみ明らかにし、分会が組合員と共にたたかってきたこと」が教訓です！

交渉で確認したことを基に、一切の不当労働行為撲滅を目指し職場からチェック機能を果たそう！